

確定患者の所在地、自治体の調査により判明した患者や濃厚接触者が活動した地域等として自治体に対策を講じる地域（平成21年7月6日）

(1) 感染拡大防止地域(主に感染拡大防止に取り組んでいる地域)
該当なし

(2) 重症化防止重点地域(主に重症化の防止に重点を置いて取り組んでいる地域)
大阪府(大阪府、大阪市、高槻市の各保健所所管地域)
重症化防止重点地域は、患者数の増加に対する感染拡大防止策を講じた結果、状況が落ち着いた地域等を指します。

大阪府保健所案内

<http://www.pref.osaka.jp/chiiki/kenkou/hokensho/itiran/index.html>

(3) その他
兵庫県、兵庫県神戸市